



TMI 総合法律事務所セミナー活動のご報告

～月例セミナーは通算 200 回を迎え、特別・共催セミナーは年間約 30 回開催～

TMI 総合法律事務所（所在地：東京都港区、代表弁護士：田中克郎）は、クライアントや企業法務担当者の皆様に向け、法務・知的財産・ビジネスに関する最新トピックをわかりやすくお伝えすることを目的に、各種セミナーを継続して開催しています。

今回、2008 年より毎月 1 回開催している「月例セミナー」が、2025 年 11 月の開催で通算 200 回を迎えます。これまで延べ 7 万人を超える方々にご参加いただき、350 名を超える弁護士・弁理士が講師として登壇してきました。また、当事務所では、「特別セミナー」や、他企業・団体との「共催セミナー」、外国法共同事業を行う提携事務所との「ジョイントセミナー」など、多様な形式のセミナーを年間約 30 回にわたり開催しています。

これまでのセミナーでは、会社法・コーポレートガバナンス、M&A、知的財産、データ保護・個人情報保護法、労働法務、競争法・独占禁止法、国際取引、金融・証券規制、スタートアップ支援、ESG・サステナビリティなど、幅広いテーマを取り上げてきました。特に、改正法対応や株主総会関連などのテーマでは大きな反響をいただいております。時代に直結する情報発信の場として高い評価をいただいております。時代の変化に応じて、AI や DX、サイバーセキュリティといった新たな課題にも対応し、現在ではオンデマンド配信も導入することで、より多くの皆さまにご参加いただけるようになりました。

各種セミナー情報は、以下のページよりご確認ください。

事務所公式 HP：<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/>

事務所公式 X：https://x.com/tmi_associates

当事務所では、セミナー開催後のアンケートのご回答に応じて、月例セミナーのテーマを検討するなど、より皆さまのご要望に沿った発信ができるよう努めております。絶えず変化する法務課題に対して、実務に根ざした情報発信を通じ、これからもクライアントの皆様に寄り添ったリーガルサービスを提供してまいります。

<第 200 回 月例セミナー概要>

◆テーマ：株式報酬の実務対応～近時の法令改正等の動向も踏まえて～

◆開催日時：

会場開催：2025 年 11 月 19 日（水）14：00～15：45（受付開始 13：30）

オンデマンド配信：2025 年 12 月 12 日（金）10：00～2026 年 1 月 16 日（金）16：00

◆講師：弁護士 荒井悦久

◆概要：

2014 年のスチュワードシップ・コードおよび 2015 年のコーポレートガバナンス・コードの策定から 10 年が経過する中で、企業における報酬ガバナンスの重要性は一層高まり、株式報酬制度の多様化と複雑化が進んでいます。本セミナーでは、株式報酬制度の基本から最新の制度設計・運用における実務上の留意点までを整理し、法務・税務・会計の観点を交えながら、今後の実務対応の方向性を解説いたします。

◆詳細・お申込み：

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/2025/17544.html>

申込期限：11 月 5 日（水）17：00（会場開催） / 12 月 5 日（金）17：00（オンデマンド配信）

<その他申込受付中の各種セミナー>

多様なテーマで開催しておりますので、ご関心のある回にぜひご参加ください。

【オンデマンド申込受付中】

◆第 199 回 TMI 月例セミナー「2024・2025 年度の商標・意匠・不正競争関係訴訟の注目すべき判決」

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/2025/17443.html>

【申込受付中】

◆TMI 特別セミナー「行政書士向け日本版 DBS 入門セミナー」

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/2025/17445.html>

◆TMI 特別セミナー「飲食、娯楽産業等を取り巻く法制度の改正動向－近時の風営法改正等も踏まえて－」

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/2025/17588.html>

TMI 総合法律事務所

TMI 総合法律事務所（東京都港区、代表：田中克郎）は、1990 年に創立され、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士 675 名、弁理士 102 名（2025 年 10 月 1 日時点）が在籍し、スタッフを含めると 1,300 名を超える日本最大級の法律事務所です。国内 8 か所、海外 19 か所に拠点（現地デスクを含む）を構えるグローバルファームとして、国内外で企業・団体・地域に密着したリーガルサービスを提供しています。法律事務所でありながら、自らベンチャーの設立や地方自治体とのデジタル化協定を締結するなど、創立以来、常に新しいチャレンジを続けてきました。今までにない新しい法律事務所や弁護士像・弁理士像を追求し、クライアントの幅広いニーズに対して即時にソリューションを提案できるチャレンジングな総合法律事務所を目指しています。

事務所 HP : <https://www.tmi.gr.jp/>

お問い合わせ

TMI 総合法律事務所 広報担当弁護士：長田 旬平（第一東京弁護士会）

TEL：03-6438-5356（広報部門代表） FAX：03-6438-5522 E-mail：PR@tmi.gr.jp